

被災宅地の買い上げに伴う市有地の活用策について

1 現在の状況

災害危険区域内の被災宅地所有者は、約 3,100 人、筆数は約 5,000 筆で、約 160 ha となっており、7月下旬に市内6地区で説明会を開催し、現在、8月30日までの買取り申し込みの受付を行っているところです。

2 課題

買取りする被災宅地については、住居として建築制限がかかる建築基準法第39条第1項の災害危険区域であり、買取りに係る費用については、国庫補助である復興交付金となりますので、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用され、譲渡、交換又は担保に供してはならないとされているところでもあります（仮に、買取りした土地を企業等に売却する場合は、当該土地の買取りに係る国費相当額を返還することとなります）。

また、買取りする土地については、住居の用に供していた宅地のみが国庫補助の対象となっていることから、将来の土地利用を検討する上では、点在する市有地の集約が必要となりますが、集約に係る制度としては、土地改良事業、土地区画整理事業などに限定されていることから、被災地の実情に即した制度の柔軟な運用や新たな制度の創設が望まれているところでもあります。

3 今後の進め方

集約化にあたっては、これまで、国や県に現行制度の柔軟な運用や新たな制度の創設について要望しており、併せて、共通する課題について、本市と宮城県、石巻市、南三陸町及び女川町が一体となって、関係省庁と協議を行っているところでもあります。

また、復興庁においては、復興の加速策を具体化し、強力に推進するため、関係省庁で構成する「住宅再建・復興まちづくりのためのタスクフォース」の中で、検討を進めていくと伺っております。

本市としては、この結果を踏まえ、復興交付金の活用を前提とした被災宅地の土地利用について、事業の検討を行ってまいります。